

○焼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 19 年 11 月 15 日告示第 231 号

改正

平成 20 年 10 月 31 日告示第 296 号

焼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、焼津市消防団に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付することにより、事業所等の消防団への協力を促進し、もって地域における消防及び防災に係る体制の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が、消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 市長が、消防団協力事業所に対し、消防団活動に協力している証として交付する表示証をいう。

(表示証の交付申請等)

第 3 条 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）の認定及び消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）の交付及び更新を受けようとする事業所等は、市長に消防団協力事業所表示証交付申請書（第 1 号様式）により申請しなければならない。

(認定基準及び表示証の交付)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該事業所等に消防関係法令上の違反がなく、かつ、当該事業所等が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行い、当該事業所等に表示証（第 2 号様式）を交付する。

- (1) 従業員又は構成員（以下「従業員等」という。）の相当数が消防団に入団していること。
- (2) 従業員等の就業等の時間中における消防団活動について、積極的に配慮していること。
- (3) 災害時における資機材の提供、訓練場所の提供、その他の消防団活動に積極的に協力していること。
- (4) その他前 3 号に準ずる消防団活動への協力をしていること。

2 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、前項に規定する認定基準に適合しないと認め、協力事業所の認定を行わないときは、遅滞なくその理由を示して、その旨当該申請をした事業所に通知しなければならない。

(表示証の表示)

第 5 条 表示証の交付を受けた協力事業所が表示証を表示する場合には、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 協力事業所の見やすい場所
- (2) 協力事業所が使用するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 前項の場合において、表示できる表示証の様式は、市長から交付された表示証のほか、当該表示証を拡大又は縮小したものとする。

(表示の有効期間)

第 6 条 表示の有効期間は、認定の日から 2 年とする。ただし、次条の規定により認定が取り消された場合は、当該取消しの日までとする。

2 市長は、前項の有効期間が満了する前に、協力事業所における消防団活動への協力内容の現状及び表示証の表示を継続する意思を確認した上で、当該事業所の申請に基づき認定を更新することができる。この場合においては、第3条、第4条及び前項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第7条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止、又は休止したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消すときは、遅滞なくその理由を示して、その旨を当該協力事業所に通知しなければならない。

(表示証の返還)

第8条 第6条に規定する有効期間が満了した事業所等又は前条の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに交付された表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、協力事業所として認定した事業所等の名称、当該協力事業所の消防団活動への協力内容その他必要な事項について、広報誌等により公表することができる。

(協力事業所への感謝状等の贈呈)

第10条 市長は、協力事業所のうち、相当期間継続して消防団活動に協力している等その実績が特に優れていると認められる協力事業所に対し、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

2 前項の規定に基づく感謝状及び記念品の贈呈は、消防団出初式において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

2 大井川町の編入の日前に大井川町消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年大井川町要綱第15号)の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成20年10月31日告示第296号)

この告示は、平成20年11月1日から施行する。